

市川市社会福祉法人認知症カフェ登録事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症カフェの促進を図るため、認知症カフェの運営を行う者として登録を受けた社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、市川市社会福祉法人認知症カフェ登録事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和52年条例第30号）及び市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和52年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、市川市認知症カフェ登録事業実施要綱（平成29年4月3日施行。以下「実施要綱」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、実施要綱第3条第1項の登録を受けた社会福祉法人とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、認知症カフェを運営するために必要な別表に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 新規に認知症カフェを運営する場合

次に掲げる額の合算額

ア 印刷製本費、広告費及び備品購入費の合算額（当該額が20,000円を超えるときは、20,000円）

イ 報償費、消耗品費、通信運搬費及び使用料の合算額と3,000円に
認知症カフェを実施した月数を乗じて得た額を比較して少ない方の額

- (2) 前年度から継続して認知症カフェを運営する場合 報償費、消耗品費、
通信運搬費及び使用料の合算額と3,000円に認知症カフェを実施した
月数を乗じて得た額を比較して少ない方の額

(交付の条件)

第6条 規則第3条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 認知症カフェは、1月に1回以上の頻度で行うこと。ただし、天災そ
の他の市長がやむを得ない事情があると認めるときは、認知症カフェを
1月に1回以上の頻度で行うことを要しないものとする。
- (2) 市長が行う補助金の使途に関する調査に協力すること。
- (3) 補助金の交付の決定後にその要件を満たしていないことが判明した場
合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(実績報告)

第7条 規則第5条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおり
とする。

- (1) 支払を証する書類の写し
- (2) 実施の状況を確認することができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の精算)

第8条 規則第4条の規定により補助金の概算払を受けた者は、規則第6条の
規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、当該額の
確定に基づく補助金の精算をしなければならない。

(帳簿等の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした
帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳
簿及び証拠書類を認知症カフェの完了後5年間保管しておかなければなら
ない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
報償費	講演等を依頼した講師への謝礼に係る経費
消耗品費	認知症カフェを実施するために使用する消耗品（飲食物を除く。）の購入に係る経費
印刷製本費	認知症カフェを周知するためのチラシ、パンフレット等の印刷に係る経費
通信運搬費	切手、はがき等に係る経費（電話代を除く。）
広告費	認知症カフェの宣伝を行うための広告への掲載等に係る経費
使用料	認知症カフェを行うことを目的として使用する会場の使用料（通常の認知症カフェを実施する会場に係る光熱水費を除く。）
備品購入費	認知症カフェを実施するために使用する備品（パソコン及びプリンターを除く。）の購入に係る経費